空き家対策に係る支援

空き家対策計画策定支援、特定空き家判断基準の検討会開催

分野 建築

業務 形態

協働

対象となる職種

建築

●事業の目的と概要

<目的>

市町村の空き家対策推進のため、不足するマンパワーや技術力を補うために県が支援。

く概要>

市町村の空き家対策への技術的支援

●具体的な支援内容

①空き家対策に係る支援

- ・空き家の判断基準を設定し、調査項目を分かりやすく一覧表にまとめ、市町村へ周知する。
- ・市町村が空家等対策計画を策定する際に、内容に関する意見照会を受け助言を行う。
- ·空き家の実態調査を行う際に、技術者が不足する市町村については、判断基準に対して 県で助言を行う他、必要に応じて県の担当者(本庁、総合支庁建築課)を派遣し、調査に 協力を行う。

②空き家対策に係るマニュアルの策定

- ・県では市町村と連携し総合的な空き家対策モデル事業を実施している。
- ・平成28年度から上山市で実施した取組みをもとに、取組み手順や結果、利活用事例などをマニュアルにまとめた。

●活用事例

<特定空家等の判断基準の作成>

平成29年12月に特定空家等に関する判断の 手引きを策定

<空き家実態調査への支援(遊佐町)>

遊佐町が実施する空き家の実態調査へ同行し、 空き家の老朽度などの判断について助言 平成30年5月28日(月)(本庁:2名、支庁:1名) 平成30年6月4日(月)(本庁:1名、支庁:1名)

< 総合的な空き家対策推進マニュアルの策定> 平成31年2月に、上山市でのモデル事業における 手順や結果、活用事例をまとめた、「総合的な空き 家対策推進マニュアル」を策定



空き家の実態調査(遊佐町)

●活用の手続き

支援が必要な市町村は、下記担当へご相談ください。

●担当課(問い合わせ先)

17 空き家対策や公営住宅管理に関する技術的支援・助言

まちの再生支援事業、公営住宅の管理

分野 建築

業務 形態

協働

対象となる職種

建築

●事業の目的と概要

<目的>

山形県住宅供給公社が持つ技術・知識・経験等の活用

く概要>

市町村の意向に沿った地域づくりの実施及び技術的支援

●具体的な支援内容

①まちの再生支援事業

空き家の所有者から市町村が寄付を受け、公社が解体し、土地を分譲する事業。 狭あい道路の解消や危険空き家の除却等に寄与する。

②空き家の買取再販事業

不動産市場の小さな市町村における空き家の利活用を促進する。利活用可能な空き家を買い取り、リノベーション工事を実施し、市町村が望む世帯(子育て世帯等)への販売を行う事業。

③公営住宅の管理支援

公営住宅の管理に関するノウハウを活かし、管理業務や維持・保全業務などを市町村職員に代行して行う事業。

④市町村施設の整備支援

市町村施設の設計等業務を受託し、技術的な支援を行う事業。

●活用事例

①鶴岡市

平成26~28年度:解体3件平成29~30年度:販売2件

②上山市における地域連携協定の締結

平成30年3月 県、上山市、芸工大、公社による4者協定を締結

平成30年5月 買取再販事業1号物件工事着手

平成30年7月 工事完成 平成30年8月 住戸内覧会

平成30年9月 購入者募集、決定

平成30年11~12月 解体跡地の宅地分譲開始、購入者決定

②買取再販事業 第1号物件



③公社による公営住宅の管理

朝日町営住宅(97戸数)の維持修繕、入居資格審査、家賃算定

④公社による整備支援

- ・山形市児童遊戯施設「べにっこひろば」(平成27年度完了)
- ·南陽市旧市民会館解体工事(平成29年度)
- ·河北町役場庁舎整備事業発注者支援業務(平成29年度)
- ·三川町子育て支援施設建設工事実施設計照査等支援業務(平成29年度)

●活用の手続き

支援が必要な市町村は、山形県すまい・まちづくり公社 (正式名称:山形県住宅供給公社 TEL023-631-2230)へ直接お問合せください。

●担当課(問い合わせ先)

18

被災建築物応急危険度判定

応急危険度判定コーディネーターや判定士の被災市町村への派遣

分野 建築

業務 形態

職員派遣

対象となる職種

建築

●事業の目的と概要

<目的>

被災市町村から、被災建築物の応急危険度判定に関する応援要請があった場合の 速やかな対応を図る。

<概要>

県内で震度6以上の地震が発生した場合に行われる被災建築物応急危険度判定に 関する応援要請に対して、職員を派遣する。

●具体的な支援内容

○被災地への被災建築物応急危険度判定士の派遣

県内で震度6以上の地震発生し建築物に被害が生じた場合、余震での被災建築物の 倒壊等による2次災害防止のため、市町村が実施本部を立ち上げ応急危険度判定を 実施する。

その際、市町村はまず総合支庁へ要請を行い、総合支庁は管内の登録判定士に応援 要請し、被災建築物の応急危険度判定を実施する。被害状況が大きい場合などは、要請 範囲を県内、広域(他都道府県)へと広げて実施する。

東日本大震災や熊本地震など、他の都道府県での大規模地震発生により建築物に被害が生じ、被災県が国土交通省に広域要請支援をし、全国被災建築物応急危険度判定協議会の北海道・東北ブロック協議会の幹事県から判定士の応援要請があった場合に、県内の被災建築物応急危険度判定士を要請に応じて派遣する。

●活用事例

●東日本大震災

○第1次

派遣先: 宮城県多賀城市、山元町

期間:平成23年4月15日(金)~4月18日(月)派遣人数:県庁、各総合支庁、市職員 計20名

調査件数:1,015棟

○第2次

派遣先:宮城県東松島市

期間:平成23年4月21日(木)~4月22日(金)

派遣人数:県庁、市職員 計6人

調査件数:1,619棟

●熊本地震 ※下写真

派遣先:熊本県熊本市、益城町

期間:平成28年4月26日(火)~4月28日(木)派遣人数:県庁、各総合支庁、市職員計10名

調査件数:128棟



※平成16年の新潟中越地震においては、県職員19名、市職員14名、民間判定士20名を派遣

●活用の手続き

被災によって判定士の派遣が必要となった場合は、市町村を管轄する各総合支庁建設部建築課へご連絡ください。他の都道府県から当県に対して派遣要請があった場合は、担当課から各市町村へご連絡いたします。

●担当課(問い合わせ先)

19

被災宅地危険度判定

判定士の被災市町村への派遣

分野 建築

業務 形態

職員派遣

対象となる職種

建築、土木

●事業の目的と概要

<目的>

被災市町村から、被災宅地の危険度判定に関して応援要請があった場合の速やかな対応を図る。

<概要>

県内で大規模地震等により宅地に被害が生じた場合に行われる被災宅地危険度判定に関する応援要請に対して、職員を派遣する。

●具体的な支援内容

〇被災地への被災宅地危険度判定士の派遣

県内で大規模地震等が発生し宅地に被害が生じた場合、2次災害防止のため危険度判定 を実施する。

市町村はまず県へ要請を行い、県は登録判定士に応援要請し、被災宅地の危険度判定を実施する。被害状況が大きい場合などは、要請範囲を広域(他都道府県)へと広げて 実施する。

東日本大震災など、他都道府県での大規模地震発生により宅地に被害が生じ、被災都 道府県の災害本部長から当県に対して応援要請があった場合に、県内の被災宅地危険度

判定士を要請に応じて派遣する。

●活用事例

●東日本大震災 ※右写真

派遣先:

宮城県仙台市太白区、青葉区

平成23年3月25日(金) ~3月29日(火)

派遣人数:

県庁、村山総合支庁、 市職員 計15人

調査件数:45宅地



●活用の手続き

被災によって判定士の派遣が必要となった場合は、市町村を管轄する各総合支庁 建設部建築課へご連絡ください。他の都道府県から当県に対して派遣要請があった場合は、 担当課から各市町村へご連絡いたします。

●担当課(問い合わせ先)

庁舎建設の業者選定支援 (業者選定プロポーザル委員の派遣)

業者選定プロポーザル委員の市町村への派遣

分野 建築

業務 形態

職員派遣

対象となる職種

建築

●事業の目的と概要

<目的>

業者選定プロポーザル事例の少ない市町村にノウハウを提供することによって市町村のメリットになるとともに県・市町村のさらなる連携を推進する。

〈概要〉

庁舎建設にあたり、建築設計業者を選定する際にプロポーザル委員を派遣する。

●具体的な支援内容

○新庁舎建設設計施工者選定委員会での業者選定プロポーザル委員の派遣

●活用事例

- ○審査委員会開催状況
- (1)第1回米沢市新庁舎建設設計施工者選定審査会 平成30年2月23日(金) 【審議事項】
 - ①設計施工者公募型プロポーザル実施要領、技術提案書作成要領、技術提案書評価基準 に関すること。
- ②技術提案の評価並びに優先交渉権者及び交渉権者の選定に関すること。
- (2)第2回米沢市新庁舎建設設計施工者選定審査会 平成30年3月28日(水) 【審議事項】
 - ①新庁舎建設事業公募型プロポーザルに関する資料について 選定スケジュール、設計施工者選定指針、公募型プロポーザル実施要領、技術提案評価 基準書、要求水準書、基本計画図等
- (3)第3回米沢市新庁舎建設設計施工者選定審査会 平成30年7月10日(火) 【審議事項】
 - ①一次審查(実績審查、技術審查)
 - ②二次審査(プレゼンテーション審査、総合審査)に関する協議
- (4)第4回米沢市新庁舎建設設計施工者選定審査会 平成30年7月26日(木) 【審議事項】
 - ①公開プレゼンテーション審査
 - ②プレゼンテーション審査及び提案評価審査

●活用の手続き

支援が必要な市町村は、下記担当へご相談ください。

●担当課(問い合わせ先)

県土整備部 建築住宅課 営繕室 023-630-2763